

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年9月15日（平成28年（行情）諮問第583号）

答申日：平成28年12月20日（平成28年度（行情）答申第614号）

事件名：秘密保全法制に関する内閣法制局との検討・審査に係る文書（平成23年9月分）等の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定秘密保護法案で公文書管理に関する法律4条1項『法令の制定又は改廃及びその経緯』における内閣法制局と内閣情報調査室との間でのやりとり一切（協議書）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、次の7文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

文書1 秘密保全法制に関する内閣法制局との検討・審査に係る文書
（平成23年9月分）

文書2 秘密保全法制に関する内閣法制局との検討・審査に係る文書
（平成23年10月分）

文書3 秘密保全法制に関する内閣法制局との検討・審査に係る文書
（平成23年11月分）

文書4 秘密保全法制に関する内閣法制局との検討・審査に係る文書
（平成23年12月分）

文書5 秘密保全法制に関する内閣法制局との検討・審査に係る文書
（平成24年1月分）

文書6 秘密保全法制に関する内閣法制局との検討・審査に係る文書
（平成24年2月分）

文書7 秘密保全法制に関する内閣法制局との検討・審査に係る文書
（平成24年3月分）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月27日付け閣情第692号により内閣情報官（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定について、CD-Rに複写した本件対象文書の電磁的記録を保有しているはずである。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

日本国憲法が宣言する「国民主権の理念」の下，国の保有する情報は全て国民のものであり，請求文書の開示の実施方法は可能な限り安価にし，国民の負担を軽減するのが国家の責務である。当然所有しているはずの『CD-Rに複写したもの』の開示の実施を請求する。

ア 本件開示文書の作成にあたっては，電子ファイルによる「保存」により加筆，修正等を通じて完成させるしかないことから，保存文書作成時に当該文書情報の電子ファイルを保有していることは間違いない。

イ 膨大な情報を薄い1枚のCD-Rで保存できることは，情報管理上非常に効率が良いことは明らかであり，文書保存ファイルが完成後にそれを破棄する理由は見当たらない。

ウ 紙での情報保存は破損等の危険もあり，CD-Rと両方の保存による情報管理が社会一般の常識であり，重要情報を管理する国家機関では最低でも両方の同時保存管理は義務的と言える。

エ 添付資料で示した通り，内閣官房国家安全保障局，防衛省では「CD-Rに複写したものの交付」という方法で開示の実施が行われており，既にこの方法で入手している。

オ よって，本件において，同様に「CD-Rに複写したものの交付」という方法で開示の実施を請求する。

(2) 意見書

「本件対象文書を紙媒体で保有している」との理由説明は不十分であり，以下の4点についての明確な理由説明を再度求める。

ア 本件対象情報は紙媒体のみで保有し，CD-Rでは保有していないのか。

イ 紙媒体の作成の過程でCD-Rが存在することは明らかであり，もし紙媒体のみの保有と主張するならその理由とCD-Rを破棄する根拠を提示しての説明を求める。

ウ もし紙媒体のみによる情報管理とする場合，万一その紙媒体が破損した時の対処方法の説明を求める。

エ 審査請求の添付資料にある国家安全保障局や防衛省と同様に，本件対象情報をCD-Rでも保有しているとすれば，開示の方法に「CD-Rの複写」を入れない理由の説明を求める。

以上，国民的に内閣情報官室における情報管理の実態が理解され，「CD-Rの複写」による開示の実施がされないことが納得が得られるような丁寧な理由説明をするべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に至るまでの経緯について

平成28年4月27日付けで，審査請求人から，本件請求文書の行政文

書開示請求があった。

これを受け、処分庁は、原処分を行ったところ、審査請求人により、平成28年8月15日付けで、審査請求が提起されたものである。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、秘密保全法制に関する内閣法制局との検討・審査に係る文書（平成23年9月分～平成24年3月分）である。

3 審査請求人の主張及び原処分の妥当性について

審査請求人は、審査請求の趣旨として、「日本国憲法が宣言する『国民主権の理念』の下、国の保有する情報は全て国民のものであり、請求文書の開示の実施方法は可能な限り安価にし、国民の負担を軽減するのが国家の責務である。当然所有しているはずの『CD-Rに複写したもの』の開示の実施を請求する。」と主張する。また、その理由として、「①本件開示請求の作成にあたっては、電子ファイルによる『保存』により、加筆、修正等を通じて完成させるしかないことから、保存文書作成時に当該文書情報の電子ファイルを保有していることは間違いない。②膨大な情報を薄い1枚のCD-Rで保存できることは、情報管理上非常に効率が良いことは明らかであり、文書保存ファイルが完成後にそれを破棄する理由は見当たらない。③紙での情報保存は破棄等の危険もあり、CD-Rと両方の保存による情報管理が社会一般の常識であり、重要情報を管理する国家機関では最低でも両方の同時保存管理は義務的と言える。④添付資料で示した通り、内閣官房国家安全保障局、防衛省では『CD-Rに複写したものの交付』という方法で開示の実施が行われており、既にこの方法で入手している。⑤よって、本件において、同様に『CD-Rに複写したものの交付』という方法で開示の実施を請求する。」と主張する。

しかしながら、処分庁は、本件対象文書を紙媒体で保有しており、本件対象文書を電磁的記録により交付する場合、スキャナで読み取って作成した電磁的記録を交付する以外に選択肢はないことから、処分庁による原処分は妥当である。

なお、処分庁は、行政文書開示決定通知書の「3 開示の実施の方法等」欄において、開示の実施に際し、審査請求人が選択可能な方法等を複数示している。

4 結語

以上のとおり、上記の審査請求の趣旨については、審査請求人の主張は当たらず、処分庁における原処分は適法に行われていることから、原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成28年9月15日 諮問の受理

- | | |
|------------|---------------|
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年10月28日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年12月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1ないし文書7である。

処分庁は、本件対象文書の一部が法5条1号及び3号に該当するとして不開示とする原処分を行い、審査請求人は、CD-Rに保存された本件対象文書の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、秘密保全法制に関する法制局審査及び検討に係る文書であり、それぞれ月ごとに一文書にまとめているものである。この文書の中には、内閣情報調査室の担当者が電磁的記録で作成等を行った文書も含まれているが、行政文書ファイルとして一体的に管理するために印刷して紙媒体で保存することとしたものであり、元の電磁的記録は必要がないため廃棄した。

イ 本件審査請求を受け、念のため、関係部署の机、書庫・書架、パソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

(2) 本件対象文書の利用方法を踏まえると、本件対象文書の電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明は不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、内閣情報調査室において、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、内閣情報調査室において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久